

徳島県情報公開審査会答申第103号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成21年10月20日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H21.10.16日に係る阿南市・阿南警察署から出島（ ）附近でワニ発見連絡を受けた伺い及び調査報告書（県南部保健、農林、にぎわい）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、次の3件の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 平成21年10月28日付け南総第11321号により、公文書公開決定処分を行った。（南部総合県民局保健福祉環境部所管）
- (2) 平成21年10月29日付け南総第26220号により、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分を行った。（南部総合県民局農林水産部所管）
- (3) 平成21年11月2日付けに第3018号により、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。（にぎわいづくり課所管）

3 異議申立て

平成21年11月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成21年11月18日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり速やかな開示を求める、と

いうものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) (以下「本件法人」という。) 及び出島野鳥公園(以下「本件公園」という。)の管理する地区で、阿南市の職員がワニを目撃し、警察・消防・保健所まで連絡がされていながら、本件法人及び本件公園を所管するにぎわいづくり課に通報が無いというのはおかしい。
- (2) 阿南市の職員がワニを発見し、住民の生命・財産にかかわるため、すぐさま警察に届けられ、警察は直ちに保健所に連絡し、警察及び保健所は直ぐに捜索、聞き取り調査と注意喚起を行っている。本件法人の大株主であり、本件法人を管轄するにぎわいづくり課に、連絡が無く報告書類も無い、というのは到底理解できない。
- (3) ワニが目撃されていながら、それを握り潰す県と本件法人の行為は、県民の生命財産に係る問題である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

- (1) 本件請求時点において、本件請求にある「ワニ発見」の連絡を受けていなかったため、これに関する文書は作成していない。
- (2) 以上により、本件請求に対する公文書は存在せず、公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 認定事実

異議申立人からの提出資料等により、認定された事実は次のとおりである。

- (1) 平成21年10月15日
 - ア 阿南市職員が、本件法人の近くで「ワニのような生き物」を見た。
 - イ 上記情報が、阿南警察署に入った。
 - ウ 阿南警察署から県阿南保健所に「ワニを飼っている所はあるか。」と電話し、同所は「阿南管内ではワニなどの特定動物の許可はない。」と答えた。
 - エ 阿南警察署が捜索したが、発見できなかった。
 - オ 県阿南保健所は阿南市職員から「現場を通行中、道路を本件法人の方へ横断する50cmほどのワニらしき動物を見たが見失った。」と電話確認した。
- (2) 同19日
県阿南保健所が現場を確認したがワニは発見できず、生息しているような水路は

見あたらなかった。

(3) 同 20日

午前，午後の各1回，県阿南保健所が現場を確認したが，ワニは発見できなかった。

(4) 同 11月26日

「ワニのような生き物」は見つかっていない，との新聞報道がされた。

2 本件処分の妥当性について

(1) 異議申立人は，「県民の生命財産に係る問題として，本件法人を所管する実施機関に通報が無いのはおかしい。」旨，主張する。

(2) しかしながら，上記「1」のとおり，本件請求日（平成21年10月20日）時点において，「阿南市職員が本件法人の近くで，ワニのような生き物を見た。」という情報が存在し，その情報により，「個人の生命，身体及び財産の保護を任せられた『警察』」及び，「特定動物の許可を所管する『保健所』」が，その捜索を行ったものの，その存在は確認されていない状況であったものと認められる。また，同地区ではワニなどの特定動物の許可はなされていないものである。

(3) そうすると，確かに実施機関は本件法人を所管するものではあるが，「本件請求時点において本件請求にある『ワニ発見』の連絡を受けていなかったため，これに関する文書は作成していない。」との実施機関の説明に，格別不自然・不合理な点があるとまでは言えないものであると考えられる。

3 結論

当審査会は，本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果，冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は，次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年11月18日	諮問
12月 7日	実施機関からの理由説明書を受理
平成22年 1月28日	審議（第74回審査会）
2月18日	審議（第75回審査会）

3月15日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 (第76回審査会)
4月23日	審議(第77回審査会)
5月21日	審議(第78回審査会)